

雇用保険新規適用事務手続きについて

 **ハローワーク旭川** 雇用保険適用課
〒070-0902 旭川市春光町 10 番地 58
TEL 0166-51-0176 (21#)
FAX 0166-51-4594

新規に雇用保険適用事業所の届出をされる場合は、次の届出書類が必要となります。

1. 【保険関係成立届】及び【概算保険料申告書】

労働保険（雇用保険と労災保険）として【保険関係成立届】及び【概算保険料申告書】の届出が必要です。
事業所の事業内容により、提出先は次のとおりです。

◆一元適用事業所（二元適用事業所以外）

雇用保険と労災保険をあわせて届出する。 提出先 ➡ 旭川労働基準監督署

※安定所では事業主控で確認いたしますので、必ず提示してください。

◆二元適用事業所（建設業、農林水産業）

雇用保険と労災保険は分けて届出する。 雇用保険提出先 ➡ 旭川公共職業安定所

労災保険提出先 ➡ 旭川労働基準監督署

*雇用保険料率

	雇用保険料率		
		事業主負担	被保険者負担
一般の事業	1,000 分の 14.5	1,000 分の 9	1,000 分の 5.5
農林水産・清酒製造業	1,000 分の 16.5	1,000 分の 10	1,000 分の 6.5
建設の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の 11	1,000 分の 6.5

*労災保険料率

事業の内容により分類され、全額事業主負担です。

詳細については、旭川労働基準監督署（TEL 0166-99-4706）へお問い合わせ下さい。

2.【雇用保険適用事業所設置届】

表面 … ※印欄以外をきれいに記入して下さい。

裏面 … 事業所所在地の略図を記入するか、または地図のコピーを所定の大きさにしてお持ちください。

※ コピーの場合は、事前に貼り付けないでください。

添付していただく確認資料

(1) 事業所の実在等の確認書類

○法人の場合 … 登記事項証明書(現在事項証明書)(写し可)

○法人でない団体の場合 … 会則、規約、総会議事録など(写し可)

○個人事業の場合 … 事業主の世帯の住民票の写しなど

(2) 事業内容の確認書類

○許認可を必要とする事業の場合 … 事業許可証(写し)

○許認可を必要としない事業の場合(以下のいずれか写し可)

・取引関係契約書、工事契約書、注文書、発注書など

・取引先からの原料買付伝票、出荷伝票、納品書、売上伝票、請求書、領収書など(2～3点)

○登記の所在地と違う場合 … 公共料金の請求書、賃貸契約書など

※事業許可証で確認できる場合は不要

○季節事業所(季節的に循環雇用を繰り返す事業所)の場合

・建設業 … 工事施工一覧表、およびそれに対応する工事契約書(注文書)など

・上記以外 … 月別事業経歴(計画)書、およびそれに対応する取引関係契約書など

○その他必要に応じて書類をお願いする場合があります。

・税務関係書類など(給与支払事務所の開設届、法人設立届出書、個人事業の開業届、
所得税徴収高計算書、納税証明書)

3.【雇用保険被保険者資格取得届】

※「被保険者となった年月日」には、見習い・試用期間を含みます。

添付していただく確認資料

雇用保険の被保険者にならない者を含め、原則全労働者分の提出をお願いいたします。

(1) 労働者名簿

(2) 出勤簿(またはタイムカード、作業日報、現場野帳など)

(3) 賃金台帳(届出時点で賃金の支払いがある場合)

(4) 雇用契約書、雇入通知書(有期契約労働者、派遣労働者、季節的雇用の場合)

※ (2)(3)については、**入社から提出日現在までの全期間分**が必要です。

※ 雇用保険被保険者番号が不明な方は、前職等の確認のために本人の同意のうえ履歴書等をお持ちください。

※ 短期雇用特例被保険者に該当する方(季節雇用)で雇用保険被保険者番号のない方(新規の方)は住民票(又は運転免許証の写し)をお持ちください。

次のページ以降も確認をお願いします。

4. 手続きにおける注意事項

「適用年月日の取扱いについて」

- (1) 雇用保険の適用年月日は、最初に労働者を雇い入れた日が保険関係成立の日となることが原則です（労働者が一人であっても当然適用となります）。

保険関係成立年月日 = 事業所設置年月日 = 適用の日 となります。

- (2) 適用となる日が相当以前（確認の日の2年以上前）の場合、適用年月日は当該確認の日の2年前の日に遡って適用となります。

ただし、当該確認の日の2年前の日よりも前に雇用保険料が労働者の賃金から天引きされていたことが賃金台帳等から明らかである場合には、雇用保険料の天引きを行うこととなった最も古い日が適用年月日となります。

「短時間労働者（パートタイマー）の取扱い」

次の2つの要件を満たす場合は被保険者となります。

- ア. 1週間の労働時間が20時間以上であること。**
イ. 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること

「届出が著しく遅れた場合の取扱い」

適用年月日から6ヵ月経過して届出する場合は、「遅延理由書」と関係書類（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・作業日報・雇用契約書・雇入通知書・源泉徴収簿・納税証明書・申告所得税の納付書等）が雇入日から直近の分まで必要となります。

- ※ 事業終了後に届出の場合は、事実確認が困難であるため、適用にならない場合もあります。
- ※ 実際に事業を行っていることの確認調査を行うため、事業所へ訪問する場合があります。

「被保険者の範囲等」

雇用保険の適用事業所に雇用される労働者は、次項の「被保険者とならない者」に該当しない限り、本人の意思如何にかかわらず、法律上当然被保険者となります。

「雇用保険の被保険者とならない者の例」

- (1) 法人の役員

法人を代表する者（代表取締役・組合理事長等）は被保険者とはなりません。また、代表権のない役員についても、会社と役員の関係は委任関係ですので、被保険者とはなりません。

ただし、役員等であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有する者は、就労の実態や賃金支払等の面からみても労働者的性格が強く、雇用関係があると認められる場合に限り被保険者となります。

監査役は商法上従業員との兼職が禁止されており、原則として被保険者とはなりません。

※ 提出していただく確認資料

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ア. 兼務役員雇用実態証明書（所定様式） | 工. 出勤簿及び賃金台帳（就任前後期間分） |
| イ. 登記事項証明書 | オ. 労働者名簿及び雇用契約書 |
| ウ. 取締役会議事録等 | カ. その他⇒[|

(2) 同居の親族

個人事業の事業主と同居している親族は、被保険者となりません。

法人の代表と同居している親族も、原則として被保険者とはなりません。ただし、以下のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。

- ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確である。
- ② 就業の実態が事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われている。
- ③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にない。

※提出していただく確認資料

ア. 「同居の親族」雇用実態証明書(所定様式) 工. 雇用契約書

イ. 登記事項証明書

オ. 出勤簿及び賃金台帳

ウ. 労働者名簿

カ. その他⇒[

※他の労働者分
も必要です。

]

(3) 4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的業務に雇用される者

季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて雇用される者は、被保険者とはなりません。

なお、4ヵ月を超える期間定めて雇用される者であっても、週所定労働時間が30時間未満の者は被保険者となりません。

－事務の代行について－

- ◎ 労働保険（雇用保険・労災保険）の事務を事業主に代わって行う「労働保険事務組合制度」「社会保険労務士制度」があります。

＜雇用保険適用事業所設置届の記入例＞

雇用保険適用事業所設置届
(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 事業所番号

1. 法人番号(個人事業の場合は記入不要です。)

2. 事業所の名称(カタカナ)

事業所の名称(続き(カタカナ))

3. 事業所の名称(漢字)

事業所の名称(続き(漢字))

4. 郵便番号

5. 事業所の所在地(漢字)※市・区・郡及び町村名

事業所の所在地(漢字)※丁目・番地

事業所の所在地(漢字)※ビル、マンション名等

6. 事業所の電話番号(項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

7. 設置年月日

8. 労働保険番号

9. 設置区分

10. 事業所区分

11. 産業分類

12. 台帳保存区分

数字は使用せず、カタカナと「ー」記号のみで記入。個人事業の場合は屋号+事業主氏名を記入してください。個人事業の場合は屋号のほかに事業主氏名を記入。

漢字、カタカナ、ひらがな及び英数字により記入。

都道府県名は記入せず、左詰めで記入。

雇用保険の適用事業となった年月日を記入(労働保険関係成立届の6欄「成立年月日(雇用)」と同じ)。

令和2年12月25日より、事業主印の押印不要。

※ 公共職業安定所記載欄

13. 住所(フリガナ) 北海道旭川市春光町10番58号

14. 事業主氏名(フリガナ) ショクアンショウジ カブシキガイシャ

15. 事業主氏名(漢字) 職安商事 株式会社

16. 代表取締役 職安 太郎

17. 職業紹介業

18. 雇用保険被保険者数

19. 賃金支払関係

20. 雇用保険担当理名

21. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

令和2年12月25日より、事業主印の押印不要。

18. 雇用保険被保険者数

19. 賃金支払関係

20. 雇用保険担当理名

21. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

22. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

周辺地図を記入(別紙として添付することも可)。

労働保険事務組合記載欄

所在地

全 数

＜資格取得届の記入例＞

雇用保険被保険者資格取得届

標準 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9

平成28年1月より「個人番号」欄が追加されました。

被保険者証から転記。
初めて雇用保険に加入する場合は空欄。

1. 個人番号
* * * * *

2. 取得区分
2 (1. 新規 2. 再取得)

姓と名の間に1枠空けること。
濁点 (・) 半濁点 (゜) は1字として記入

3. 被保険者氏名
フリガナ (カタカナ)
北海 太郎
フリガナ (カタカナ)
ホッカイ タロウ

4. 変更後の氏名
フリガナ (カタカナ)

5. 性別
1 (1. 男 2. 女)

6. 生年月日
3-500101 (2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和)

7. 事業所番号
0103-123456

8. 被保険者となったこと
2 (1. 初回 2. 再取得)

9. 賃金 (支払の態様-賃金月額:単位千円)
1-250 (1. 月給 2. 週給 3. 日給 4. 時給 5. その他)

10. 資格取得年月日
5-070401 (4. 平成 5. 令和)

11. 試用期間・見習期間を含めた最初の出勤日を記入

12. 雇用形態
4 (1. 日雇 2. 派遣 3. パートタイム 4. 有期契約労働者 5. 季節労働者 6. 船員 7. その他)

13. 職種
03 (01~11) 専従 参画

14. 就職経路
1 (1. 安定所紹介 2. 自己就労 3. 雇用紹介 4. 関係していない)

15. 1週間の所定労働時間
3845 (1週間の所定労働時間を記入)

16. 時間外手当・賞与・臨時の賃金等を除いた1ヶ月の給与総額を記入

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

18. 在留カードの番号 (在留カードの右側に記載されている17桁の英数字)

19. 在留期間
20. 資格外活動の許可の有無
21. 派遣・請負
22. 国籍・地域
23. 在留資格

24. 取得時被保険者種類
25. 番号複数取得チェック不要
26. 国籍・地域コード
27. 在留資格コード

雇安商事 株式会社

旭川市春光町10番58号

令和 7 年 4 月 1 日

事業主 氏 名 職 職安商事株式会社 代表取締役 職安太郎

令和2年12月25日より、事業主印の押印不要。

電話番号 0166-51-0176

社会保険 労務士 記 載 欄

所 長 次 長 課 長 係 長 係 員 操作者

確認通知 令和 年 月 日

2021. 9